

承認第 4 号

専決処分事項の承認について

橋本市都市計画税条例の一部を改正する条例について、急施を要するため、  
地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のと  
おり市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、  
承認を求める。

平成 29 年 6 月 12 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

## 専決処分について

橋本市都市計画税条例の一部を改正する条例について、急施を要するため、  
地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のと  
おり市長において専決処分する。

平成 29 年 3 月 31 日 専決

橋本市長 平木 哲朗

橋本市都市計画税条例の一部を改正する条例

橋本市都市計画税条例(平成18年橋本市条例第72号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

|  | 改正後  | 改正前  |
|--|--|--|
| 附 則  | 附 則  | 附 則  |
| 1～1 の 3 略<br>(法附則第15条第44項の条例で定める割合)  | 1～1 の 3 略  | 1～1 の 3 略<br>(法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。)   |
| 2 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の3<br>(法附則第15条第45項の条例で定める割合)  | 2 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。<br>(宅地等に対して課する平成27年度からの各年度分の都市計画税の特例)  | 2 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。<br>(宅地等に対して課する平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)  |
| 4・5 略<br>6 附則第4項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等に係る当該宅地等が当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等が当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらとの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第4項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 | 4・5 略<br>6 附則第4項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等に係る当該宅地等が当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等が当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらとの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第4項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 | 4・5 略<br>6 附則第4項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等に係る当該宅地等が当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等が当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらとの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第4項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 |
| 7 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のもとに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第4項の規定にかかわらず、当該商業地等の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)が当該年度分の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。   | 7 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のもとに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第2項の規定にかかわらず、当該商業地等の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)が当該年度分の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。   | 7 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のもとに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第2項の規定にかかわらず、当該商業地等の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)が当該年度分の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。   |

|  |  |
|--|--|
| 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらとの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等における当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における「商業地等据置都市計画税額」という。)  | 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらとの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等における当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における「商業地等据置都市計画税額」という。   |
| 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第 4 項の規定にかかるわらす、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 7 を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 19 項を除く。)又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらとの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における「商業地等調整都市計画税額」という。) | 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第 2 項の規定にかかるわらす、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 7 を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 19 項を除く。)又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらとの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における「商業地等調整都市計画税額」という。) |
| 6 略  | 6 略  |
| 附則第 2 項及び第 4 項の「宅地等」とは法附則第 17 条第 2 号には、附則第 2 項及び第 5 項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第 25 条第 6 項において読み替えて準用される法附則第 18 条第 6 項に、附則第 3 項、第 5 項及び第 6 項の「商業地等」とは法附則第 17 条第 4 号に、附則第 5 項から第 7 項までの「負担水準」とは法附則第 17 条第 8 号口に、附則第 7 項の「農地」とは法附則第 17 条第 1 号に、附則第 7 項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第 26 条第 2 項において読み替えて準用されるところによる。                   | 附則第 2 項及び第 4 項の「宅地等」とは法附則第 17 条第 2 号には、附則第 2 項及び第 5 項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第 25 条第 6 項において読み替えて準用される法附則第 18 条第 6 項に、附則第 3 項、第 5 項及び第 6 項の「商業地等」とは法附則第 17 条第 4 号に、附則第 5 項から第 7 項までの「負担水準」とは法附則第 17 条第 8 号口に、附則第 7 項の「農地」とは法附則第 17 条第 1 号に、附則第 7 項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第 26 条第 2 項において読み替えて準用されるところによる。                   |
| 7 略  | 7 略  |
| 附則第 4 項及び第 6 項の「宅地等」とは法附則第 17 条第 2 号には、附則第 4 項及び第 7 項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第 25 条第 6 項において読み替えて準用される法附則第 18 条第 6 項に、附則第 5 項、第 7 項及び第 8 項の「商業地等」とは法附則第 17 条第 4 号に、附則第 7 項から第 9 項までの「負担水準」とは法附則第 17 条第 8 号口に、附則第 9 項の「農地」とは法附則第 17 条第 1 号に、附則第 9 項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第 26 条第 2 項において読み替えて準用されるところによる。                   | 附則第 4 項及び第 6 項の「宅地等」とは法附則第 17 条第 2 号には、附則第 4 項及び第 7 項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第 25 条第 6 項において読み替えて準用される法附則第 18 条第 6 項に、附則第 3 項、第 5 項及び第 6 項の「商業地等」とは法附則第 17 条第 4 号に、附則第 5 項から第 7 項までの「負担水準」とは法附則第 17 条第 8 号口に、附則第 7 項の「農地」とは法附則第 17 条第 1 号に、附則第 7 項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第 26 条第 2 項において読み替えて準用されるところによる。                   |
| 8 略  | 8 略  |
| 附則第 15 条第 1 項、第 13 項、第 20 項、第 21 項、第 45 項、第 24 項、第 26 項、第 31 項、第 42 項、第 44 項若しくは第 45 項又は第 15 条の 3 の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「若しくは第 34 項又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 まで」とあるのは「若しくは第 34 項」とあるのは「若しくは第 34 項又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 まで」とする。   | 9 法附則第 15 条第 1 項、第 13 項、第 20 項、第 21 項、第 45 項、第 24 項、第 26 項、第 31 項、第 32 項、第 33 項又は第 15 条の 3 の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「若しくは第 34 項又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 まで」とあるのは「若しくは第 34 項」とあるのは「若しくは第 34 項又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 まで」とする。  |
| 9 略  | 9 略  |
| 法附則第 15 条第 1 項、第 13 項、第 20 項、第 21 項、第 45 項、第 24 項、第 26 項、第 31 項、第 32 項、第 33 項又は第 15 条の 3 の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「若しくは第 34 項又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 まで」とあるのは「若しくは第 34 項」とあるのは「若しくは第 34 項又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 まで」とする。  | 10 略   |
| 10 略   | 10 略   |
| 法附則第 15 条第 1 項、第 13 項、第 20 項、第 21 項、第 45 項、第 24 項、第 26 項、第 31 項、第 32 項、第 33 項又は第 15 条の 3 の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「若しくは第 34 項又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 まで」とあるのは「若しくは第 34 項」とあるのは「若しくは第 34 項又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 まで」とする。  | 11 略   |
| 11 略   | 11 略   |
| 法附則第 15 条第 1 項、第 13 項、第 20 項、第 21 項、第 45 項、第 24 項、第 26 項、第 31 項、第 32 項、第 33 項又は第 15 条の 3 の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「若しくは第 34 項又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 まで」とあるのは「若しくは第 34 項」とあるのは「若しくは第 34 項又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 まで」とする。  | 12 略   |

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 1 項の 3 の次に 2 項を加える改正規定(附則第 3 項に係る部分に限る。)は、都市緑地法等の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の橋本市都市計画税条例の規定は、平成 29 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 28 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。